

出産育児一時金の医療機関直接支払制度合意書

当院では、出産時に窓口でお支払いいただく入院費用の準備金ができるだけ少なくて済むよう、21年10月から「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」をご利用いただくことを原則としております。

妊婦の方がご加入されている医療保険者に、当院が妊婦の方に代わって出産育児一時金（ ）を請求いたします。手続きについて手数料はいただきません。
（ ）家族出産育児一時金、共済の出産費及び家族出産費を含みます。

退院時に当院からご請求する費用について、一時金（原則 42 万円）の範囲内であれば現金等でお支払いいただく必要がなくなります。

- ・ 出産費用が 42 万円を超えた場合は、不足額を窓口でお支払いいただきます。
- ・ 出産費用が 42 万円未満で収まった場合は、その差額を医療保険者に請求することができます。

当院が医療保険者から受け取った一時金の額の範囲で、妊婦の方へ一時金の支給があったものとして取り扱われます。

帝王切開などの保険診療を行った場合、3割の窓口負担をいただきますが、一時金をこの3割負担のお支払いにも充てさせていただきます。

この制度を利用なさらず、一時金を従来どおり医療保険者から受け取りたい場合には、お申し出ください。その場合、出産費用の全額について退院時に現金等でお支払いいただくこととなります。

<妊婦の方へのお願い>

入院時に保険証をご提示ください。また、通院中または入院後、保険証が変更された場合には、速やかに変更後の保険証をご提示ください。

退職後半年以内の方で、現在は国民健康保険など退職時とは別の医療保険にご加入の方は、在職時の医療保険から給付を受けることもできます。その際は、退職時に交付されている資格喪失証明書を保険証と併せてご提示ください（詳細は以前のお勤め先にお問い合わせください）。

帝王切開など高額な保険診療が予定されている方には、高額医療費支給制度があります。加入されている医療保険者より「限度額適用認定証」を入手し、それを事前にご提示いただければ退院時の窓口支払が減額されることがあります。

限度額適用認定証をお持ちにならないと請求が高額になることもありますので、忘れずにお持ちください。

* ~ *

以上説明を受け、保険者から支給される出産育児一時金について、直接支払制度の利用を（ 申し込みます ・ 申し込みません ）。

なお、出産にかかる費用については（ 一時金超過分 ・ 全額 ）を退院時に一括で支払うことを約束いたします。

平成 年 月 日

保険者名： _____ 被保険者名： _____

妊婦氏名： _____

医療機関名： 磐田市立総合病院 出産予定日 平成 年 月 日

直接支払制度の活用 あり・なし